一般廃棄物処理業許可証

住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府宇治市広野町新成田 １００番地の１７７	許可年月日 令和８年３月３０日	許可番号 一廃第２０３号
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社新関西テクニカ 代表取締役　新井　龍達	京都市長　　松　井　孝　治	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の許可を受けた者であることを証する。

取扱廃棄物の種類

①木くず　　②食品廃棄物

作業区分

収　集・運　搬（積替え保管を含まない。）

許可の有効期限

令和１０年２月１９日

許可の更新又は変更の状況

平成２６年２月２０日	新規許可
平成２８年２月２０日	更新許可
平成３０年２月２０日	更新許可
令和　２年２月２０日	更新許可
令和　４年２月２０日	更新許可
令和　５年４月　１日	許可証書換え（許可条件等）
令和　６年３月１８日	更新許可
令和　８年３月３０日	更新許可

1　許可条件

（１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）、その他関係法令を遵守すること。

（２）搬入先は、下記２のとおりとする。

（３）食品廃棄物は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第２条第３項に規定されているものであり、同条第４項に定める事業者から排出されたものに限る。

（４）その他市長の指示に従うこと。

2　搬入先

①　木材開発株式会社　京都工場
　　京都市伏見区横大路千両松町４５－１－２

②　株式会社日映志賀　伊香立コンポストセンター
　　滋賀県大津市伊香立北在地町５１５番地

3　許可の取消し又は業務の停止

法、条例又は許可条件に違反する行為等をしたときは、許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。

業務の停止の間、市は他の業者に当該業務を代行させることがある。この場合に生じた損失に対して、市はその責を負わない。